

ミツヒロニュース



今月のトピックス

- ◇消費税の簡易課税制度
「みなし仕入率の改正」
- ◇契約書や領収書が全て対象に
～スキャナ保存の条件緩和～
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(41)
「守秘義務と個人情報」
- ◇いよいよ始まるマイナンバー
導入準備は進んでいますか？
- ◇あとがき
健康診断 ～胃カメラ編～



先日「給食で死ぬ」という題の本を読みました。そこには荒れた中学校が給食と花で優秀校に変貌した話を始め、保存料や添加物だらけのファストフードや菓子パン、肉中心の食事から地元産の旬・惣菜の素材を使った食事へ変えることで、生活習慣病の予防になることなど、食の見直しの必要性について書かれていました。体に優しい食事を心がけ、健康の秋を楽しみたいと思います。 光廣昌史

消費税の簡易課税制度「みなし仕入率の改正」

(平成27年4月1日以後開始事業年度より)

平成26年度税制改正により、簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。これは原則として、平成27年4月1日以後に開始する消費税の納税計算期間（課税期間）から適用されます。

1. 改正の内容



消費税の納税義務者である場合、納めるべき消費税の計算方法は、大きく二通りあります。一つは、預かった消費税の合計額から支払った消費税の合計額（仕入控除税額）を差引く方法です。もう一つはこの仕入控除税額について、預かった消費税の合計額に『みなし仕入率』という割合を乗じて計算した金額とする方法（簡易課税制度）です。

この簡易課税制度は、消費税の課税期間の前々事業年度（個人事業者の場合は前々年）の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、この制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者が適用できます。平成26年度税制改正により、この簡易課税制度の『みなし仕入率』が次頁の表のように見直されました。

(次頁へつづく)

事業の種類		みなし仕入率	
		改正前	改正後
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業（製造小売業を除く）	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業（これらの事業のうち、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業を除く）	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業（上記加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業を含む）	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	40% (第六種)
	不動産業		

たとえば自己所有の商業ビルを賃貸している場合は、不動産業として消費税が課税されます。この場合、簡易課税制度を適用していると、納税額は預かった消費税の5割から6割へと増え、これまでよりも2割負担が増えます。改めて、改正の内容や改正の影響を受ける場合の負担増について、確認しましょう。

2. 税務調査で指摘される！消費税の課税、非課税は慎重に

(1) 必ずチェックされる項目

法人の税務調査で必ずチェックされる項目の一つは、消費税の課税仕入、非課税（または不課税）仕入の区分間違いの有無です。

最近の税務調査では、この消費税申告の計算の基礎となる消費税区分集計表を、調査日より前に、あらかじめ提出するよう求められるケースもあります。

(2) 科目ごとのよくある間違い

帳簿作成や会計ソフトの入力時に、消費税区分を間違えることがありますので、以下の項目は課税仕入れにならない（納める消費税から差し引けない）ということを覚えておくとい良いでしょう。

① 海外出張旅費

消費税は日本国内の消費に課税されるものですので、国外での飲食費や宿泊費などは消費税がかかっていません。海外への飛行機代やその日当なども同様です。

② 社宅などの家賃

居住用の家賃支払いについて、消費税は非課税とされています。賃貸借契約書で使用目的に居住用と記載がある場合、消費税がかかっていませんので、注意が必要です。

③ クレジットカード手数料

飲食店などの小売業では、カード売上に係る手数料を引かれて、カード会社から売上金額が入金されます。この手数料は非課税とされておりますので、消費税はかかっていません。

④ 慶弔費、祝い金、見舞金

従業員に対して支給するこれらの費用は「福利厚生費」、取引先に対しては「交際費」となりますが、やはり消費税はかかっていませんので、課税仕入にしないよう注意してください。

⑤ 同業者団体や組合の通常会費

何らかのサービスに対して支払うものではなく、通常の業務運営のために支払う年会費などは消費税がかかっていません。

◆ 経理担当者と税理士のチェックで防げる

これらの間違いがあると、修正申告によって消費税を後から納めることになってしまいます。日々の帳簿作成のときから税務調査で指摘されないよう気を付けましょう。

契約書や領収書が全て対象に ～スキャナ保存の条件緩和～

保存の際にかさばる紙の契約書や領収書等の書類を、画像データで保存しようと考えています。この画像データの保存について、平成27年度税制改正で見直されたと聞きました。その改正の内容を教えてください。



原本が紙である契約書や領収書等の書類の保存について、一定の要件の下、承認を得ることでスキャナを利用した画像データとして保存することができます（以下、スキャナ保存制度）。このスキャナ保存制度については、平成27年度税制改正により見直されました。これは、申請件数の低調と事務の手間やコストの問題を是正する観点から、要件緩和等がされたものです。

◆改正の主な内容◆

1. 対象となる書類の拡大

金額要件が撤廃され、これまで対象外とされた記載金額3万円以上の契約書・領収書等が対象となりました。

2. 適正事務処理要件の追加

上記1.による対象書類拡大等で生じる改ざんに対する抑制措置として、相互けん制や定期的なチェック、再発防止策などの体制整備と、その体制に基づき適正な処理を行うこと（適正事務処理要件）が追加されました。

3. 電子署名の廃止

電子署名が廃止されました。

4. 入力者等の情報確認要件の追加

上記3.の電子署名廃止により、『誰』を特定することができなくなるため、入力者等の情報を書面又は電子記録により確認できるようにする要件が、追加されました。

5. グレースケールでの保存も可能に

見積書や注文書等の書類は、グレースケールでの保存が可能になりました。

スキャナ保存制度の承認申請は、書類の保存を画像データに変更する日の3ヶ月前の日までに、一定の書類を税務署へ提出します。この改正は、平成27年9月30日以後申請分より開始されるため、実質画像データに代える日が28年1月1日以後から適用されます。全ての書類ではなく一部を画像データとして保存する、という場合も考えられます。大量の紙の保存に悩んでいる場合には、一度ご検討なさっては、いかがでしょうか。

【参考：スキャナ保存制度の改正の全体像】

		重要書類（決算関係書類を除く※1）		一般書類 （見積書・注文書等）
		領収書・契約書	資金移動等直結書類（納品書、約束手形等）	
対象書類	改正前	記載金額が3万円未満のみ○	○	○
	改正後	○（適正事務処理要件を満たすこと）		
改ざん防止	入力期間の制限※2	改正前	業務処理サイクル方式：関係帳簿の電子保存の承認+通常処理期間終了後入力+タイムスタンプ	適時入力も可能
		改正後	業務処理サイクル方式：通常処理期間終了後入力+タイムスタンプ	
	改ざん検知（防止）	改正前	電子署名+タイムスタンプ	電子署名
		改正後	タイムスタンプのみ	
入力者の特定	改正前	入力時の電子署名		
	改正後	入力を行う者又はその者を監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと※3		
同一性確保 原本との	大きさ等の情報保持	改正前	書類の大きさ情報の保存	
		改正後	同上	（不要）
	カラー階調のレベル	改正前	一定階調以上のカラー	
	改正後	同上	グレースケールも可能	

※1 決算関係書類とは、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類をいい、スキャナ保存制度の対象外。

※2 早期入力方式は、改正前後で変更はない。

※3 入力者等のIDの電子的保存又は入力者等が記載された書面の保存による。

財務省「平成27年度税制改正の解説」より一部改変



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ41. 「守秘義務と個人情報」

前は、公務員全般に課されている守秘義務について解説しました。
今回はそれに加えて個人情報保護法との兼ね合いについて説明したいと思います。

国税調査官に課されている法律に次のようなものがあります。

国税通則法第126条

国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の規定に基づいて行方情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

つまり、調査官には**2重の守秘義務と重い罰則規定**が課されており、これらによる**秘密保持を前提に税務調査が行われている**こととなります。

一方、調査官に開示する資料には、お客様の住所等の個人情報が多く含まれています。
これを開示することは個人情報保護法に抵触しないのでしょうか？

個人情報保護法では下記のように規定しています。

個人情報保護法第16条第3項

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合

個人情報保護法第23条第1項

- 一 法令に基づく場合

この「法令に基づく場合」という規定に、税務調査が含まれているということになります。ですから、**個人情報を取り扱っているからという理由で、税務調査での情報開示は断れない**ということになります。



参考文献： ■Mykomonn ■ゆりかご倶楽部



いよいよ始まるマイナンバー!! 導入準備は進んでいますか？

10月にマイナンバーが各人に通知され、来年1月には制度の運用が始まります。従業員を雇用している事業者は、年末調整の際に従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する義務が有ります。年末迄に対応を間に合わせるため、最低限何をしなければならないのかを弊社主催 **マイナンバー実務対策セミナー**で、ご確認頂き、事前準備にお役立て頂ければ幸いです。

(開催日9月8日(火) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あしがき 下田です。朝晩涼しくなりましたね。皆様お変わりございませんか？今年の健康診断は、胃カメラ検査を受けました。検査中に画像を見ながら説明をしてくださるのですが、あまりにも苦しくて画像を見ることが出来ないし、何を言われたか全く覚えていません。とても辛くてお医者様が悪魔にしか思えませんでした。検査の結果は異常有りませんでした。ピロリ菌がいたので、除菌の薬を1週間内服しました。ちゃんと消滅しているか11月に再検査です。それにしても胃カメラは懲り懲り。元気が一番!!



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhira

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

